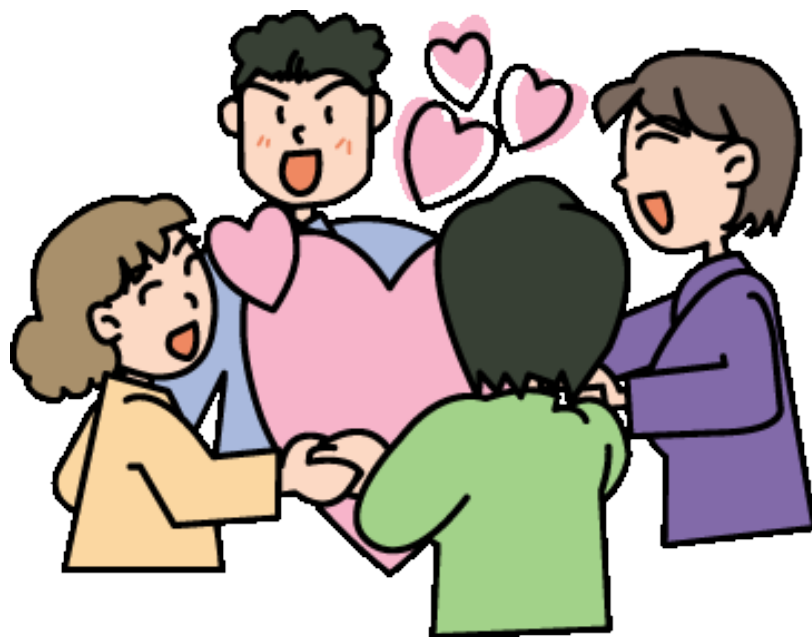


安曇野市 区加入促進マニュアル

～「お互い様」の地域づくりを目指して～



平成31年3月

安曇野市区長会

地域の支え合いこそが「区」の意義です。

東日本大震災、熊本地震などを目の当たりにして、改めて近隣の皆さんの支え合い、助け合いの重要性を認識しました。日常的な顔の見える関係が「いざという時」に役立ちます。

区は、災害時のみならず、少子高齢、人口減少時代の中で、地域の課題を解決しながら、住んでいる人すべてが「心豊かに幸せ」に暮らせるよう活動を行っています。

今後一層社会情勢が厳しくなることから、市区長会及び安曇野市では、「区への加入」を促進しています。そのため、区の意義の理解を高め、区へ加入していただくための勧誘など、その手順についてマニュアル化しました。



平成30年度安曇野市区長会 会長 重野義博

目次

1	区の意義	1
2	区加入促進のコンセプト	1
3	安曇野市自治基本条例	2
4	転入者の把握	3
5	区加入・未加入の形態	4
6	区加入の勧誘の前に	5
7	転入者への勧誘	6
8	区未加入者への勧誘	10
9	区加入後のフォロー	16
10	区加入のための市の役割	17
	安曇野市区長会 区への加入促進 なんでも相談（Q&A）	18

区加入促進マニュアル

1 区の意義

区の定義は、「区マニュアル」(平成27年1月作成)(以下、「区M」という。)において、「一定の区域内に居住する世帯及び事業所相互が年齢や性別を問わず、支え合い、助け合う連帯感により、安全・安心な地域を目指し、様々な地域課題を協働により解決するコミュニティの基盤となる自治組織であり、市とは特に重要な対等のパートナーです。安曇野市には、83の「区」があり、市民に最も身近なコミュニティ組織として、それぞれの区の特性を活かした、防災・防犯、福祉、環境などの生活に密着した多様な活動や生涯学習を基盤とした活動など、自治活動を行います。」としています。

区加入に際しては、この定義を伝えても、区に入らなければならない、あるいは入りたいと思うまでには至りません。この定義は本市の区の重要な意味合いを持ちますが、各区において区加入の勧誘を行う際には、次のとおり区の意義について伝え、理解をいただくこととします。

区の意義

本区では、地域に住むすべての人が安心して幸せに暮らすため、楽しいことだけでなく、負担と感ずることも、みんなで分かち合って生きています。区民みんながお互いできることを、無理なく少しずつでも行い、できないことやできない人を地域みんなで支え合い、助け合ってより良い地域を形成しています。行政もあらゆるサービスを提供できるわけではありませんので、私たちは誰かがやってくれるのではなく、一人ひとりが主体となり、みんなで区を運営しています。その仲間にぜひ入りましょう。

2 区加入促進のコンセプト

区に加入していただくには、加入者の負担感の払拭の工夫も大切ですが、区の意義を十分理解していただくことも大切です。区は、地域に住んでいるすべての皆さんで創り、育てるのです。

(1) 区の意義や区が行っている区民のための活動を知ってもらう

区は、加入者、未加入者に関係なく、すべての人の福祉向上、安全・安心な地域づくり、絆づくりを大切にしています。負担と思われることも、みんなで分け合い、すべての人が平等に担い合い、また高齢者、障がい者などなかなか活動に参加できない方々を支え合い、助け合います。

区の意義を十分知っていただくとともに、そのために区が何を行っているのかを

知っていただくことが大切です。区は、「皆さんで創り、育てるもの」ということを理解していただき、その一員として参画していただきます。

(2) 区費や区加入金などのあり方を知ってもらう

区費は、各区の活動の実情に応じて、また区の財政事情によってその金額を規約や予算により決めています。区費などに負担感を抱く方もいることから、区の事業を多くの皆さんで精査し、決定し、事業に参画し、評価するとともに、加入の勧誘時には十分理解いただくよう資料をもって説明をします。

また、高齢者や障がい者、生活困窮者などの負担の軽減も検討します。(「コミュニティ・マニュアル」(平成 29 年 2 月作成) (以下、「CM」という。))・P20)

(3) 役員の負担感の軽減

区に入っていない方や区から脱会される方の多くが、役員になることの負担感が要因となるケースも見受けられます。役員の選出方法は各区によって異なり、また役員免除についても規約等により定めている区もあります。しかし、輪番制などにより決めている区などでは、どうしても受けられないことから、区を脱会する方もいます。役員を務めることで、区や区民を知ることができ、その後の区への活動参加がしやすくなる(CM・P25)こともあり、役員になることが負担であることだけでなくとも伝えます。

また、各家庭の事情により、どうしても受けられない世帯などの免除についても配慮します。(CM・P20)

(4) 「今が良ければいい」のでなく、次世代に向けた区のあり方を考える

区に入らなくても「情報は得られる」、「ごみは出せる」・・・、「だから何の支障もない」という声もお聞きします。日常生活には支障はないかもしれませんが、生涯この地で住む方は、特に周りの皆さんとのお付き合い、お互い様の関係はいずれ必要となります。その時が、私たちの世代ではなく、次の世代の時かもしれません。そのためにも、今から地域の皆さんとのつながりを持つことは大切なことです。

3 安曇野市自治基本条例

市では市民の皆さん一人ひとりが区へ加入し、あらゆる地域活動に参画し、主体的にまちづくりに関わることを推進しています。平成 29 年 4 月に施行した「安曇野市自治基本条例」第 25 条では次のとおり規定しています。

(区への加入)

第25条 本市の区域内に住所を有し、又は居住する者は、区へ加入するよう努めるものとする。

2 区へ加入した者は、相互の支え合いと協力の下、主体的にまちづくりに関わるよう努めるものとする。

また、市では、同条例第7条「市民の責務」において、「市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、まちづくりを推進するもの」としています。市民一人ひとりが主体的に地域活動に参画していくことが重要とされます。

4 転入者の把握

新たに区内に居住する方の把握は、現システムでは100%とはいかず、様々な角度からの把握が必要です。把握した場合には、区の仕組みの中で、例えば区役員（総代、町内会長、常会長など）に伝え、区長やその役員により区加入の勧誘を行います。

(1) 隣組長による把握

区の中で最も身近な自治組織が「隣組」です。隣組では、お互いに顔の見える関係が構築されている区もあり、助け合い、支え合う基盤となっています。このことから、新たに近隣に居住する方など、日常生活の中で把握した場合は、その情報を隣組長に連絡します。隣組長は、組内の方からの情報や区に関わる組内の巡回などにおいて発見した場合には、区役員へ連絡をします。なお、隣組長は福祉員となります。

しかし、集合住宅などの居住者については、把握が困難な場合があります。

(2) 転居者の入居前のアプローチ

①戸建て住宅など入居前の把握

区内（常会等内、組内）に建築する住宅などの情報があった場合は、建築会社などに連絡を取り、その業者に区の意義や区の加入について声掛けをいただくようお願いします。

また、居住者を把握した場合には、隣組長を通じて区長または区役員へ連絡をし、入居後速やかにあいさつに行き、区加入のご案内をします。

②新築分譲

宅地分譲が始まったり、開発に関わる説明会などが行われた場合に、開発業者などに、購入される方など転入される方に区の意義や区の加入について声掛けをいただくようお願いします。

また、分譲が完了し、転入が始まったところで、区の役員による転居者へのあいさつ、区加入のご案内をします。

③アパートなど集合住宅

アパートなど集合住宅への転入の把握は困難な場合が多くあります。隣組長など、転入されたことが分かった場合には、区の役員へ連絡をします。

(3) アパートや集合住宅

アパートに住んでいる方は短期間の居住者も多く、区への関心も高いとは言えない場合があります。また、ごみの収集も集合住宅独自で行うことにより、区民との接点もない住宅もあります。

アパートの家主、オーナーなどからまとめて区費をいただくなどにより、住居者が区に加入することで、区などの情報等を回覧したりできます。

5 区加入・未加入の形態

区へ加入する形態は区や人によって異なります。一般的に加入された方は、各区の規約等により区費の納入、また区の申し合わせなどにより役員を務めるなどしていますが、区によっては、区費を減免する対象者、役員を免除する対象者を定めている区もあります。

区に加入していない方は、行政サービスによる広報誌の配付などにより、区に入らなくても何の支障もない、したがって加入の必要性を感じていない方も少なくありません。区によっては、未加入者は役員を受けることなく、回覧板も回さないが、区へは協力金などという形で区費とは別の位置づけで支払うようにしている区もあります。

区に加入している方でも、アパートなど集合住宅には短期居住者も多く、たとえ区に入っても役員は受けられない方がほとんどで、また回覧板は回せないという方もいます。区費についても、区の規約等で減免している区や、集合住宅全体が区に加入し、オーナーさんが区費を払ったりする場合があります。

さらに、区加入の方でも、高齢者世帯、独り暮らし高齢者など、区規約により区費の減免や役員の免除をしている区も多く、また区には加入しているが小さな自治会や隣組には隣人トラブルなどの原因により加入していない方などもおられ、区費の減免や役員を免除されている方もいます。

各区の状況に応じ、柔軟な考え方により、区への加入促進と、コミュニティづくりを進めていきます。

区への加入の勧誘においては、各区の区加入又は未加入、また区費や役員の免除などのパターンを記した表などを渡して説明することも検討します。

6 区加入の勧誘の前に

区加入を呼びかけるには、勧誘する区役員などが、区の意義や区が行っている活動を十分理解することが大切です。また、部制度の創設を通じて現在あるいは将来の社会情勢と照らし合わせて、区のあり方を見直す必要があります。

(1) 区費・区加入金などを見直します。

区組織の見直しとともに事業の見直しをする中で、改めて区費や区加入金の金額が適正であるのか精査をします。また、区費の減免や減額など、高齢社会に対応できる見直しの検討を進めます。さらに、事業や区費等の用途などが誰にでもわかるよう明確にします。

(2) 区役員など「区」について学びます。

勧誘時、あるいは区民から「区」について相談や問い合わせがあったとき、明確に答えられるよう、年度初めあるいは年度切り替えの役員引継時に学習会を開催し、認識を共有します。

また、本マニュアルをみんなで読み合わせ、マニュアルに沿った勧誘ができるよう努めます。

(3) 勧誘する世帯の把握

転入者や未加入者など、勧誘する世帯を間違いのないよう住宅地図などに落とします。

(4) 区勧誘のための資料の用意

区勧誘に際して、各世帯に同じ情報が伝わるよう、説明用の資料を用意します。

- ・区加入の案内文
- ・区費（区加入金、地区公民館建設負担金など）の案内文
- ・加入申込書
- ・総会など区の事業や予算がわかるもの
- ・その他直近のイベントや行事の案内など

7 転入者への勧誘



(1) 勧誘のポイント

①温かく迎え入れる姿勢

転入者は安曇野に夢や希望をもって来られる方も多くいますが、新たな土地に住むことは誰でも不安です。特に地域性や隣近所の人間関係など、住んでみないとわからないことばかりです。その上では、第一印象は大変重要であり、区への加入が目的であっても、温かい言葉で接するよう心がけます。

キーワードは、「笑顔」

②区の意義や事業、また区費など経済的な負担、役員など十分な説明

転入者は誰もが隣近所の皆さんと仲良く暮らしたいと思っています。しかし、区への加入を強制されたり、区費などを強引に取られたりすることで、区への拒否反応が生じることもあります。まずは、区の意義を理解いただくまで十分説明し、区の役割や事業の説明、また区に入り区の一員として「お互い様の人間関係」を持つことなど、区が目指す地域づくりについて説明し、併せて区費などの目的や用途など納得いくまで説明をします。

そのため、転入者への区加入の案内文書、区費の依頼とともに、区が行っている事業や区費の用途などわかる資料を添えて説明します。

キーワードは、「端的な説明」、「十分な説明」

③感情的になりません

区加入について迷う方もいたり、即答できない方もいます。区加入には十分区の活動などを理解していただき、気持ちよく加入していただくことが大切です。また、一旦断る方もいますが、その後区の行事など案内して、区民との人間関係ができ、区を理解していただくまで十分時間をかけることも大切です。(区 M・P14)したがって、区加入を拒否したり、区費の協力を断ったりすることで、勧誘者が怒ったり、捨て台詞をいうような行為はしません。



キーワードは、「無理強い NG」

④勧誘のタイミング

転入された方は、引っ越しをして、様々な手続きを行い、また隣近所へのあいさつなど、落ち着くまで多少の時間を必要とします。そのため、入居して間もない時期は勧誘が煩わしい、あるいは区加入の判断が十分できないまま断ってしまうこともあります。したがって、若干の時間をおいて、あるいは隣近所の人間関係が構築したころ、勧誘に回ります。

また、何よりも隣近所で区の重要性を伝えることも大切です。転入者が生活を始めれば、必ず「ごみ」を排出することになりますので、ごみ集積所や資源ステーション

の場所を教えたり、排出時のあいさつなどから人間関係を構築します。

⑤勧誘の回数

入居していきなり区加入を言われて戸惑ったり、あるいは拒否反応を示すこともあります。したがって、1回目は十分な説明と区への加入の案内を、数日後から1週間後に2回目の訪問をします。1回目で加入していただければ問題ありませんが、絶対加入しないとの意思表示をされた場合には、区活動などへ誘ったり、隣近所の人間関係が構築されたところに改めて訪問します。

⑥区加入の勧誘時のマニュアル

各区において勧誘に回る区長や役員は本マニュアルを参考に、勧誘をします。

また、転入者からいくつかの質問が予想されますので、本マニュアルのQ&Aを活用し、市内全域統一した形で勧誘に努めます。

(2) 勧誘のいろは

①訪問方法

ア 訪問人数	2人程度
イ 訪問時期	入居後1週間ころ（生活が落ち着いたころ）
ウ 訪問時間帯	その世帯の家族構成にもよりますが、食事の時間や夜間の訪問は避け、世帯主が在宅されている時間
エ 持参するもの	区加入の案内文、区費の案内文、加入申込書、総会など区の事業や予算がわかるもの、その他直近のイベントや行事の案内など
オ 訪問時間	1回目は概ね5分程度で説明をします。 2回目（数日～1週間後）は概ね2～3分程度とします。

(3) 区加入を前提にした勧誘

区によっては、「区に入る、入らない」を選択してもらうのではなく、区に加入していただくことを前提に勧誘を進めています。そのような区であっても、「(1) 勧誘のポイント」も参考にして、区の意義、事業、区費などについて紹介します。

ただし、転居される方の考えを十分理解し、区加入について迷ったり、一旦断られたとしても、しっかり受け入れます。

②訪問時の案内例

ア 第1回目の訪問時

【一般的な勧誘】



私たちは、この地域の自治会の△△区の区長の◇◇と役員の□□です。今日は、区についてご案内にまいりました。

区では、住むすべての人が安心して幸せに暮らすため、楽しいことだけでなく、負担と感ずることも、みんなで分かち合っています。区民みんながお互いにできることを、無理なく少しずつでも行い、できないことやできない人を地域みんなで支え合い、助け合ってより良い地域を形成しています。誰かがやってくれるのではなく、みんなで区を運営しています。

具体的な区の事業は、こちらの資料のとおり、

- ・地域見守り活動として通学時の子どもの見守り、独り暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯の見守り活動、防犯パトロール・・・など
- ・親睦活動として、公民館では親睦旅行、世代間交流事業・・・など
- ・防災活動として、自主防災訓練、支え合いマップ（家族台帳）の作成・・・など
- ・環境美化活動として、年2回の区内一斉清掃、ごみ集積や資源ステーションの管理・・・などを行っています。

また、区民の皆さんのこのような福祉向上、安全・安心、支え合いなどの事業を展開するため、各戸年間××円の区費と、加入時に××円をいただくこととしております。

私たち区民は、お互いにできることを行い、できないことはお互いに支え合い、一人ひとりがいきいきと暮らせる地域を目指しています。そのためにもどうぞ区にお入りになられますようご検討をお願いします。

なお、急なお誘いですので、後日あらためてお邪魔をさせていただきたいと思いますが、ご家族でご相談いただき、また隣近所の皆さんにもいろいろとお聞きいただければと存じます。

区に加入される場合には、『「〇〇区」加入申込書』にご記入ください。後日お邪魔したときにお預かりさせていただきたいと思います。

お忙しいところどうもありがとうございました。



【区加入を前提にした勧誘】



私たちは、この地域の自治会の△△区の区長の◇◇と役員の□□です。今日は、区についてご案内にまいりました。

区では、住むすべての人が安心して幸せに暮らすため、楽しいことだけでなく、負担と覚えることも、みんなで分かち合っています。区民みんながお互いにできることを、無理なく少しずつでも行い、できないことやできない人を地域みんなで支え合い、助け合ってより良い地域を形成しています。誰かがやってくれるのではなく、みんなで区を運営しています。

具体的な区の事業は、こちらの資料のとおり、

- ・地域見守り活動として通学時の子どもの見守り、独り暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯の見守り活動、防犯パトロール・・・など
- ・親睦活動として、公民館では親睦旅行、世代間交流事業・・・など
- ・防災活動として、自主防災訓練、支え合いマップ（家族台帳）の作成・・・など
- ・環境美化活動として、年2回の区内一斉清掃、ごみ集積や資源ステーションの管理・・・などを行っています。

また、区民の皆さんのこのような福祉向上、安全・安心、支え合いなどの事業を展開するため、各戸年間××円の区費と、加入時に××円をいただくこととしております。

私たち区民は、お互いにできることを行い、できないことはお互いに支え合い、一人ひとりがいきいきと暮らせる地域を目指しています。

本日、区加入の手続きをさせていただきたいと思いますので、『「〇〇区」加入申込書』にご記入ください。

お忙しいところどうもありがとうございました。

イ 第2回目の訪問時

【一般的な勧誘】



先日お邪魔させていただきました、△△区の区長の◇◇と
役員の□□です。先日はお忙しいところどうもありがとう
ございました。早速ですが、区への加入について
ご検討いただけましたでしょうか。

ウ 第2回目でも決めかねている場合

【一般的な勧誘】

わかりました。
また、区への関心を持たれましたら、いつでもお声が
けください。
よろしくお願い申し上げます。



8 区未加入者への勧誘

(1) 勧誘のポイント

①これまでの「わだかまり」などは捨てます

現に区に加入されていない方は、加入しなかった理由をそれぞれお持ちです。

- 行政から区に入らなくてもいいと言われた。
- 区からの勧誘がなかった。
- 区から1回勧誘され検討していたが、その後来なかった。
- 人間関係が煩わしいと思った。
- 区費を払わなければいけないと強く言われた。

など、それぞれ未加入に至った経緯があります。

特に、勧誘時の区とのトラブルなどがあった場合、または生活している中で区との問題が生じた方など、区へ特別な感情を持っていらっしゃる方も少なくありません。しかし、最近では高齢化になり、将来の不安を口にされる方もいます。同じ地域に住んでいるみんなが幸せに心豊かに暮らせることが大切です。

過去を振り返るより、将来を見据え、温かい言葉で接し、また強制するようなことのないよう心がけます。

キーワードは、やはり「笑顔」

②区の意義や事業、また区費など経済的な負担、役員など十分な説明

いつどこで発生するかもしれない大災害に備え、未加入者にとってもコミュニティは必要と考える方もおられます。そしてできれば地域の皆さんと仲良く暮らしたいと思っています。しかし、過去のいきさつなどにより区への理解度が低い方もいることから、改めて区の意義を理解いただくことが第一です。その上で、区の役割や事業の説明、また区に入り区の一員として「お互い様の人間関係」を持つことなど、区が目指す地域づくりについて説明し、併せて区費などの目的や用途など納得いくまで説明をします。そして強制はしません。

キーワードは、「過去は振り返らない」、そして「十分な説明」

③勧誘のタイミング

突然訪問して勧誘することは避けましょう。たとえば、子ども主体の事業など未加入世帯が集まる機会に、温かく迎えたり、懇談の時間を設けるなどして、区加入の勧誘をします。その際、重要なことは、日ごろから区の皆さんが、区の加入、未加入に関係なく、地域の安全・安心のためのパトロールや道路や交通安全施設の要望、除雪や防火防災の活動など行っていることを伝えます。

④戸別勧誘

行事などで区加入に関心をもっていたいただいたお宅へ事前に連絡を入れてから、勧誘に伺います。1回目は十分な説明と区への加入の案内を、数日後から1週間後に2回目の訪問をします。1回目で加入していたければ問題ありませんが、絶対加入しないとの意思表示をされた場合には、区活動などへ誘う、あるいは隣近所の人間関係が構築されたころ改めて訪問します。

⑤区加入の勧誘時のマニュアル

各区において勧誘に回る区長や役員は本マニュアルを参考に、勧誘をします。

また、転入者からいくつかの質問が予想されますので、本マニュアルのQ&Aを活用し、市内全域統一した形で勧誘に努めます。

(2) 勧誘のいろは

①訪問方法

- ア 訪問人数 2人程度
- イ 訪問時間帯 その世帯の家族構成にもよりますが、食事の時間や夜間の訪問は避け、世帯主が在宅されている時間
- ウ 持参するもの 区加入の案内文、区費の案内文、加入申込書、総会など区の事業や予算がわかるもの、その他直近のイベントや行事の案内など
- エ 訪問時間 1回目は概ね5分程度で説明をします。
2回目（数日～1週間後）は概ね2～3分程度とします。

(3) 区未加入の意思の場合

たとえ勧誘に回って区に入らないという意思を伝えられても、決して入らないことにより激高したり、捨て台詞を吐くようなことはしません。お互いの気持ちが通い合うようになれば変わることもあります。

年 月 日

新規転入された ○○ さんへ

○○の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、○○区に転入されたことに対して、心から歓迎いたします。

本区は、現在、○○世帯が加入され、この地域に住むすべての人が安心して幸せに暮らすため、区民の皆さんの福祉向上、安全で安心な暮らしを守るなど住みよい環境づくりを行うとともに、交流事業やレクリエーション事業を行っています。私たちは、お互いができることを、無理なく少しずつでも行うことで、お互いに支え合い、助け合い、見守り合うより良い地域を形成しています。誰かがやってくれるのではなく、一人ひとりが主体となり、みんなで区を運営しています。

つきましては、本区へご加入のうえ、一日でも早くこの地域になじんでいただき、ご近所同士の友好の輪が広まり、支え合いや助け合う地域づくりが図られますよう、本区の規約、○○、○○をお届けしますので、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

本区への加入につきまして、別紙『「○○区」入会申込書』にご記入ください。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○○さんの所属される常会（町内会など）と隣組は次のとおりです。

○○常会（町内会など） ○○組

常会長（町内会長など） ○○○○さん（住所、連絡先）

隣組長 ○○○○さん（住所、連絡先）

※ご不明な点や、何かお困りごとがありましたら、ご遠慮なく常会長（町内会長など）または隣組長へご連絡ください。

○○区長 ○○○○（住所、連絡先）

【区費について】

本区では、会員の皆さんから区費（区加入金及び地区公民館建設負担金）をいただいております。区費は、区民の皆さんの福祉向上（健康づくりや福祉活動など）、生活環境整備（ゴミやリサイクル集積所の管理、草刈り、水保全、景観保全、道路や水路の管理など）、防災（自主防災組織による自主防災訓練など防災・減災活動、消防団など防火・消防活動への支援など）、地域コミュニティ（交流事業、地区公民館活動、支え合いマップ、福祉員など）など、区民の皆さんのよりよい生活のために使われます。

本区は、自治会加入世帯、未加入世帯に関わらず、そこに住むすべての皆さんのため、安全な道路整備や交通安全対策、防災（有事の際は、未加入世帯だから関与しないということにはならない、むしろどこに誰が住んでいるかを知らないことが問題）や防火・消防（火事の際、初期消火活動など隣近所の助け合いや消防団への支援など行っている）活動など行っています。

（また、地区公民館は区民の地域課題解決のための学びの場、議論の場、具体的解決策の合意形成の場であり、また区民の親睦や交流の拠点でもあり、重要な施設です。）

したがって、区費（区加入金、地区公民館建設負担金）は、一人ひとりの生きがいや安全・安心で心豊かに暮らすための重要な財源です。よろしくご理解をお願い申し上げます。

【区 費 等】

(1) 区費

- ①区費は、1 世帯年額 円です。
- ②区費の納入は、年 2 回（ 月、 月）に隣組長が徴収にまいります。

(2) 区加入金

- ①区加入金は、1 世帯 円です。
- ②区加入金の納入は、後日隣組長が徴収にまいります。

「区」入会申込書

〇〇区

区長 〇〇〇〇 様

私（ども家族）は、〇〇区の趣旨に賛同し、区へ加入いたします。

ふりがな	
世帯主氏名	
住 所	安曇野市
電話番号	
家族構成	男性 人 女性 人 大人 人 子ども（中学生以下） 人 【合計 人】
区に対する ご意見、質 問など	

9 区加入後のフォロー

(1) 負担の軽減

区へ加入した場合には、改めて区長や隣組の家庭にあいさつに回る場合があります。その際に、あいさつ代わりに品など用意するなど負担になることがあります。区としてそのような風習をなくすなど、負担がかからないような仕組みを検討します。



(2) 区加入後のケア

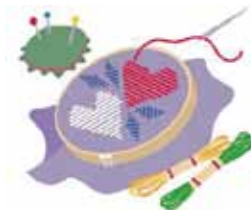
転居されたばかりの方は、新しい生活や地域の風土、人間関係など不安がいっぱいです。そんな時に、頼りになるのが隣近所の存在です。

①回覧板などを回すときに「声掛け」します

隣近所に新たに越されてきた方には、回覧板などを回す際に、あるいは顔を見かけたときに、さりげなく「声掛け」をします。あまり、家庭内を詮索するようだと、敬遠してしまうこともありますので、プライバシーに配慮します。

②区の行事へお誘いします

区について十分理解できていない方には、区の事業や運営上のルールなど、わかりやすく教えます。また、区の行事へ誘い、一緒に参加することで、不安を持たずに区民との交流ができます。



(3) 区民への紹介

①隣組における紹介

区に加入して日常的な顔の見える関係づくりが特に重要となります。その中でも、隣近所の関係は、支え合い、助け合う社会形成において最も大切になります。そのため、転居したところで、隣近所あるいは隣組などあいさつに回ります。多少の「おせっかい」により、隣近所の方が、あいさつ回りをするよう促すことも必要です。

②区の会議や行事における紹介

新しく区に加入された方を、区の会議や行事など、多くの区民の皆さんが集まる場で紹介をします。また、区総会などにおいて紹介する場合、お酒などをあいさつ代わりに持参するしきたりがある区もありますが、なるべく負担がかからないような仕組みを検討します。

区の会議や行事には、隣近所で、または隣組長などが誘ってあげることも必要です。

10 区加入のための市の役割

すべての市民の皆さんが区へ加入していただくことは、市の望みです。

市では、各区の自治力やコミュニティなど地域力が向上できるよう、市区長会の事務局を務めることをはじめ、交付金等の交付、また区への加入促進のための施策を展開しています。

(1) 自治基本条例

「3 安曇野市自治基本条例」で記載のとおり、平成 29 年 4 月「安曇野市自治基本条例」が施行しました。同条例第 25 条で「区への加入」を規定するとともに、第 26 条では「市は、区の目的及び役割を尊重し、その活動が促進されるよう支援するものとする。」として、対等なパートナーである「区」の地域力向上のための側面的な支援を実施しています。

(2) 転入者への区加入の案内

転入される方に対して、本庁舎地域づくり課及び各地域課（支所）の窓口で区加入の案内をしています。転入者には区加入のパンフの配付とともに、転居される各区それぞれの情報を載せた案内カード（区紹介カード）を手渡します。

各区では「コミュニティを重要視している」ことを伝えるとともに、具体的な区の活動を紹介するとともに、「各区では、皆さんの福祉向上や安全・安心のため、みんなで協力して活動している」ことを伝えます。

(3) 区長会、宅建安曇野会及び市による協定の締結

新たに安曇野市に住宅を建築し転居される場合に、宅地建物取引業社から「安曇野市は区への加入を勧めている」ことをお伝えいただくよう、3 者による協力体制を構築しました。

(4) 区等交付金の交付

安曇野市区長会が推進する「部制度」を設けた区に対して、従来の区等交付金に加えて交付金を加算しています。区への加入促進の活動へもつなげていきます。

安曇野市区長会 区への加入促進 なんでも相談（Q&A）

Q 区とは何ですか？

A 区は、地域に住むすべての人が安心して幸せに暮らすため、楽しいことだけでなく、負担と感ずることも、みんなで分かち合って生きています。区民みんながお互いに行えることを、無理なく少しずつでも行い、できないことやできない人を地域みんなで支え合い、助け合ってより良い地域をつくっています。行政もあらゆるサービスを提供できるわけではありませんので、私たちは誰かがやってくれるのではなく、一人ひとりが主体的となり、みんなで区を運営しています。

Q 区はどんな活動をしているのですか？

A 区は、区民の皆さんの福祉向上、安全で安心な暮らしを守るなど住みよい環境づくりを行うとともに、交流事業やレクリエーション事業を行っています。
具体的には、地域見守り活動として通学時の子どもの見守り、ひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯の見守り活動、防犯パトロール・・・など、親睦活動として、公民館では親睦旅行、世代間交流事業・・・など、防災活動として、自主防災訓練、支え合いマップ（家族台帳）の作成・・・など、環境美化活動として、年2回の区内一斉清掃、ごみ集積や資源ステーションの管理・・・などを行っています。

Q 区に入るメリットは何ですか？
入らないとどうなりますか？

A 区は地域の皆さんの安全・安心、高齢者や子どもを中心とした見守りなど、お互い様の関係の中で活動を行っています。特に、災害など、いざという時は隣近所や地域の支え合い、助け合いが最も重要となります。

また、区費や役員に就くことがデメリットと考えがちですが、区費は区民の皆さんが幸せに安心して暮らせるための財源ですし、役員は「お互い様」の精神から、お互いが協力し合い、「負担」と思われることでも分かち合っていくことで、お互いの人間関係づくりや絆づくりとなります。

メリット、デメリットの感じ方は人それぞれですが、地域はみんなで創るものです。

Q 区費は何に使われるのですか？

A 区費は、区民の皆さんの福祉向上（健康づくりや福祉活動など）、生活環境整備（ゴミやリサイクル集積所の管理、草刈り、水保全、景観保全、道路や水路の管理など）、防災（自主防災組織による自主防災訓練など防災・減災活動、消防団など防火・消防活動への支援など）、地域コミュニティ（交流事業、地区公民館活動、支え合いマップ、福祉員など）など、区民の皆さんのよりよい生活のために使われます。

区費（区加入金）は、一人ひとりの生きがいや安全・安心で心豊かに暮らすための重要な財源です。

Q 仕事が忙しく役員になれませんか？

A 区の役員は、輪番制で決めているものが多いのですが、ある程度皆さんの家庭環境などを配慮しながら、できるときに就いていただくことも考えます。また、会議や行事なども、皆さんのご都合に合わせて開催することも可能です。

役員の中には、皆さん仕事などをお持ちの方もいますが、できる範囲で役員を務めています。



Q どうして越してきたことがわかったのですか？

A 私たち区民は、この地域に転居された方を心から歓迎し、今後ずっと仲良く、助け合いながら暮らしていくことを大切に考えております。

したがって、区の組織の一番小さな自治会の単位である「隣組」の代表の方が、自分のエリアに転居される情報をつかむと、区の役員に知らせてくることとなっています。

ただし、区民の情報などは、区が定めた目的以外には利用しないこととしております。



Q 住民票は安曇野市にないのですが、加入した方が良いですか？

A 住民票がなくても、区への加入はできます。こちらに住まれる間、地域と触れ合い、楽しい生活をお送りください。

Q 長く安曇野市に住まないのですが。

A 区は地域のすべての皆さんの安全・安心、福祉向上のために活動しています。短期間でも区の意義をご理解いただき区へ加入してください。

Q 引っ越したばかりでいきなり区費は払えませんが？払わなければ区へは入れないのでしょうか？

A 区には減免規定もありますが、一度区の役員会で協議させてください。改めてご案内いたします。（減免規定で対象となる場合は規定を説明）

Q 区費のほかにお支払いしなければならないものがありますか？

A 区に関するものは、区費（区加入金、公民館建設費）のほか、神社費がありますが、これは任意です。（伝統文化の伝承費などはその旨を説明。また区の関係でその他にあれば説明）

また、任意組織で地域の予防消防や火災時の消火活動などを行う消防団への協力金があります。

さらに、これも任意ですが、日赤会費、社会福祉協議会会費、緑の募金など、寄付金や協力金などがあります。



Q 外国人ですが区に入れますか？

A もちろん入れます。区は年齢、性別、国籍、健康状態など関係なく、だれでも入ることができます。みんなが仲間です。



安曇野市「区加入促進マニュアル」
～「お互い様」の地域づくりを目指して～

発行日 平成31年3月25日
発行・編集 安曇野市区長会・安曇野市
安曇野市区長会事務局 市民生活部地域づくり課
〒399-8281 安曇野市豊科6000番地
電話 0263-71-2000 FAX 0263-72-3176